

別表1-2 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額

(単位:万円)

事業の種類		高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 (経路充電)									商業施設及び宿泊施設等への 充電設備設置事業(目的地充電)					マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業 (基礎充電)													
		高速道路SA・PA等 特別な仕様に基づく工事		高速道路SA・PA等 特別な仕様 に基づかない工事		道の駅			空白地域			経路充電の 要件にも合致 する施設					分譲・賃貸マンション等				従業員駐車場、社有車駐車場								
設置場所の例		急速 (90kW 以上)	急速 (50kW以上 90kW未満)	急速 (90kW 以上)	急速 (50kW以上 90kW未満)	急速 (90kW 以上)	急速 (50kW以上 90kW未満)	急速 (10kW以上 50kW未満)	急速 (50kW以上 90kW未満)	急速 (10kW以上 50kW未満)	急速 (90kW 以上)	普通・V2 H・コンセント スタンド*	普通・コン セントスタンド*	コンセント		急速 (10kW以上 90kW未満)	普通・V2 H・コンセント スタンド*	普通・コン セントスタンド*	コンセント		普通・V2 H・コンセント スタンド*	普通・コン セントスタンド*	コンセント						
対象となる充電設備		平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式					
駐車形態		○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
充電設備設置パターン		新規設置		○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
		追加設置		○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
		入替設置		○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
充電設備の補助率		定額		定額		定額			定額			1/2		1/2(2/3 ^{*1})				1/2(2/3 ^{*2})											
補助対象となる工事区分及び工事項目		説明		定額		定額			定額			定額		定額				定額											
(1)	充電設備設置工事費	原則、充電設備1基あたりの補助上限額																											
①	充電設備設置工事費	25		25			25			25			15		50		50		15		15		50		50				
	充電設備本体搬入費	イ.本体搬入費 ()は、離島 ^{*3} の場合		3(8)			3(8)			3(8)			3(8)			1(4)		1(4)		1(4)		1(4)		1(4)		1(4)			
②	電気配線工事費	130		130			130			130			65		120		65		120		65		120		65				
③	高圧受変電設備設置工事費	高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)への設置もしくは、急速充電設備(90kW以上)を設置した場合に限る																											
④	特別措置に基づく受電工事費	急速充電設備を設置した場合に限る																											
(1)小計		258		258			258			258			84		174		65		170		124		84		174		55		
(2)	案内板設置工事費	原則、1申請あたりの補助上限額																											
	案内板	12		12			12			12			12		12		12		12		12		12		12				
(3)	付帯設備設置工事費	原則、充電設備1基あたりの補助上限額																											
①	充電スペースのライン引き	5		5			5			5			5		5		5		5		5		5		5				
②	路面表示	15		15			15			15			15		15		15		15		15		15		15				
③	屋根	一つの申請で屋根と小屋を重複して選択はできない。																											
④	小屋	45		45			45			45			45		45		45		45		45		45		45				
⑤	充電設備防護用部材	8		8			8			8			8		20		8		20		8		8		8				
⑥	電灯	5		5			5			5			5		5		5		5		5		5		5				
(3)小計		78		78			78			78			78		20		13		20		78		78		20		13		
(4)	その他設置に係る費用	原則、1申請あたりの補助上限額																											
①	雑材・消耗品費、養生費	5		5			5			5			5		5		5		5		5		5		5				
②	レイアウト検討・図面作成費	図面作成費		10		10			10			10		10		10		10		10		10		10		10			
		レイアウト検討		10		25			10			25			10		25		10		25		10		25				
		電力会社立会・協議費 ^{*4}		5		5			5			5			5		5		5		5		5		5				
③	安全誘導員費	15		15			15			15			10		10		10		10		10		10		10				
④	停電回避費	高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)への設置もしくは、急速充電設備(90kW以上)を設置した場合に限る																											
⑤	充電スペース造成費	50		50			50			50			30		30		30		30		30		30		30				
⑥	(1)~(3)の工事でなかったその他 労務費	17		17			17			17			8		8		8		8		8		8		8				
(4)小計		112		112			112			112			43		43		43		43		113		108		78		108		
補助交付上限額(※)		5000 ^{*6}		4750 ^{*6}		1200 ^{*6}		432		1200 ^{*6}		432		432		432		432		1200 ^{*6}		180		206		110		203	

*1 V2Hのみ補助率2/3とする。
 *2 社有車駐車場への設置で、センターが別に定めた条件を満たす場合のみ補助率2/3とする。
 *3 離島とは、国土交通省が定める、北海道、本州、四国、九州、沖縄本島の5島を除く島をいう。
 *4 急速充電設備で特別措置の受電を行う場合のみ適用する。
 *5 既設分譲マンション等に設置する場合のレイアウト検討費の上限とする。新築の分譲マンション等、賃貸マンション等においては、10万円を上限とする。
 *6 高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)への設置もしくは、急速充電設備(90kW以上)を設置した場合に適用する工事全体の上限額を示す。

(※) 補助交付上限額は、以下の申請内容により算出した場合の額となっています。(*6を除く)

全事業	(1) ①イ.運搬費	通常 離島	離島での申請の場合
全事業	(3) ③ 屋根 ④ 小屋		④小屋での申請の場合
マンション等	(4) ②レイアウト検討費	...	既存分譲マンションでの申請の場合

(注) 複数の充電設備の設置工事における「設置工事」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。